

沖縄県災害派遣福祉チーム設置運営要領

(目的)

第1 この要領は、沖縄県災害派遣福祉支援協議会設置要綱に定める沖縄県災害派遣福祉チーム（以下「DWAT おきなわ」という。）の運営等について必要な事項を定め、避難所、福祉避難所（要配慮者を受け入れる避難所をいう。）その他災害の発生時において要配慮者を受け入れる施設（以下「避難所等」という。）における被災者支援体制の充実に資することを目的とする。

(編成等)

第2 DWAT おきなわは、別表に掲げる者たちうち当該業務経験が3年以上の者であって、所属する福祉施設、事業所等（以下「協力施設」という。）の長の承認を受け、原則として別に定める研修を修了した者により構成する。

2 沖縄県災害派遣福祉支援協議会（以下「協議会」という。）は、前項の研修を修了した者をDWAT おきなわチーム員（以下「チーム員」という。）として登録する。なお、登録の事務等については、別に定める。

3 協議会は、大規模災害発生時に、1チーム当たり4～6名程度のDWAT おきなわを設置する。

4 DWAT おきなわは、下記の役割を担うことができる構成を標準とし、チーム員の人数及び職種構成については、被害規模など現地の状況等に応じて調整する。

（1）要配慮者のニーズの把握及びスクリーニングを行い、対象となる要配慮者の各種相談に応じることができる者

（2）介護等の支援、避難所等の環境の調整又は整備について助言等を行うことができる者

（3）連絡調整及び情報収集を行い、中長期支援への橋渡しを担うことができる者

5 協議会は、必要に応じてチーム員の中から総括的機能、事務局機能を果たす者をそれぞれ指名できる。

6 DWAT おきなわの活動に当たって必要となる資材等については、協議会において装備するものとする。

(活動内容)

第3 DWAT おきなわの活動は、次の内容を基本とする。

（1）避難者の福祉ニーズの把握及び要配慮者のスクリーニング

ア 避難所等に避難している者（以下「避難者等」という。）の福祉ニーズを把握し、中長期的な福祉支援の必要性を県に報告する。

イ 緊急に介入が必要な要配慮者をスクリーニングし、必要に応じて福祉避難所や福祉施設などに繋ぐ。

ウ 避難者等の福祉的課題を早期に整理し、行政、医療又は福祉機関等と課題を共有し、連携の取れた支援体制を構築する。

（2）要配慮者からの相談対応及び介護を要する者への応急的な支援

- ア 要配慮者の相談に応じ、関係機関への情報提供や支援のコーディネートを行う。
 - イ 避難所等において介護等の支援が必要な場合は、応急的に介護等支援を行う。
- (3) その他
- ア 避難所等の施設・環境面で課題があれば、その解消に向けて調整する。
 - イ その他、広く避難者からの相談に応じ、避難環境を良好に保つ。
- 2 DWAT おきなわは、前項に掲げるもののほか、第1に規定する目的を達成するために必要と認められる活動を行うものとする。
- 3 DWAT おきなわの活動に当たっては、市町村災害対策本部や医療救護班等と情報共有を図り、連携して効果的な活動を展開できるよう努めるものとする。

(活動基準、期間等)

- 第4 DWAT おきなわは、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用され又は適用される可能性があると認められる規模の災害（大規模災害）が発生した場合であって、市町村からの要請や被害状況等を総合的に勘案し、県が派遣する必要があると認めたときに活動するものとする。
- 2 DWAT おきなわの活動期間は、1チームにつき原則として5日間程度とする。ただし、必要に応じて期間を延長することができる。

(各団体の役割等)

- 第5 この要領における各団体等の役割は下記に定めるところによる。

(1) 県

被害情報を収集し、被災市町村（災害対策本部）等関係機関との連絡調整を行う。
また、DWAT おきなわの派遣の要否を判断し、必要に応じて DWAT おきなわの編成、派遣について事務局に指示するとともに、協力施設にチーム員の派遣又は派遣調整を要請する。

(2) 沖縄県社会福祉協議会（沖縄県災害派遣福祉チーム事務局）

県からの指示を受け、DWAT おきなわを編成し、派遣の手続きを行うとともに、適宜、関係機関と連絡調整等を行う。

(3) 協力施設

県からの要請により、チーム員の派遣又は派遣調整を行う。

(4) チーム員

県からの要請により、事務局が指定する場所に参集し、DWAT おきなわの活動を行う。

(事前協定等)

- 第6 県は DWAT おきなわの派遣に協力する協力施設又は協力施設を所管する法人（以下「協力施設等」という。）と沖縄県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定（様式第1号）を締結するものとする。
- 2 前項の協定に基づく要請は、沖縄県災害派遣福祉チーム員派遣要請書（様式第2号。以下「要請書」という。）により行うものとする。ただし、災害の状況等により要請書の作成を

省略し口頭により要請することができる。

- 3 協力施設等は、チーム員の活動が終了した場合は、その活動状況等について沖縄県災害派遣福祉チーム活動報告書（様式第3号。以下「報告書」という。）により報告を行う。ただし、災害の状況等により報告書の作成が困難である場合はこの限りでない。

（研修及び訓練等）

- 第7 協議会は、チーム員の技術の向上等を図るため、研修及び訓練の機会の確保に努めるものとする。
- 2 協議会は、県又は市町村が消防訓練等を実施する場合、チーム員の参画を求めることがあるものとする。

（費用負担等）

- 第8 DWAT おきなわの運営及び活動等に関する費用のうち、災害救助法による救助費の支弁対象となる費用については、災害救助法の定めるところにより、県が費用を負担する。
- 2 前項以外の DWAT おきなわの運営及び活動等に関する費用については、別に定める。
- 3 県は、DWAT おきなわの活動に伴う事故等に対応するため、チーム員を対象とする損害保険に加入し、その保険料は県が負担する。

（他の都道府県への派遣）

- 第9 DWAT おきなわの他の都道府県への派遣に関する事項については、別に定める。

（補則）

- 第10 この要領の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要領は、令和元年 10 月 23 日から施行する。

別表（第2関係）

区分	名 称
国家資格又は 公的資格	社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、保育士、ホームヘルパー
職種	相談支援専門員、介護職員、生活相談員、生活支援員、地域包括支援センター職員、児童指導員
その他	特に県が認めたもの